

大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業

補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の住環境の向上、三世帯同居による子育て及び世代間支援並びに高齢者の暮らしの安全確保を図るため、子育てのための改修工事、三世帯同居のための改修工事及びバリアフリー改修工事を行った住宅の所有者等に対し交付する大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金(以下「補助金」という。)に関し、大分市補助金等交付規則(昭和49年大分市規則第56号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 世帯の構成員に18歳(当該年度の4月1日における年齢)未満の子ども(第5条第1項の規定による申請を行う日(以下「申請日」という。)時点において母子健康手帳で出生予定であることが確認できる胎児を含む。以下同じ。)がいる世帯をいう。
- (2) 三世帯同居世帯 18歳(当該年度の4月1日における年齢)未満の子どもを含む三世帯以上が同居する世帯をいう。
- (3) 高齢者世帯 世帯の構成員に高齢者(申請日時点における年齢が65歳以上の者をいう。以下同じ。)がいる世帯をいう。
- (4) 多子世帯 世帯の構成員に3人以上の18歳(当該年度の4月1日における年齢)未満の子どもがいる世帯をいう。
- (5) 子育てのための改修工事 子育て世帯が行う住宅の改修工事で、別表第1に掲げる要件を満たす工事をいう。
- (6) 三世帯同居のための改修工事 三世帯以上が同居するために行う住宅の改修工事

で、別表第2に掲げる要件を満たす工事をいう。

- (7) バリアフリー改修工事 高齢者世帯が行う住宅の改修工事で、別表第3に掲げる要件を満たす工事をいう。
- (8) 所有者等 所有者又は所有者に代わり子育てのための改修工事、三世帯同居のための改修工事及びバリアフリー改修工事に要する経費を負担する同居親族等で市長が所有者に準ずると認めるものをいう。
- (9) 近居 第4条第1項に規定する補助対象事業を行う住宅の中学校区内に居住することをいう。
- (10) 祖父 子育て世帯の世帯主又はその配偶者の父をいう。
- (11) 祖母 子育て世帯の世帯主又はその配偶者の母をいう。
- (12) 世帯員 住民票に記載のある世帯を構成する各人をいう。
- (13) 直近の年間所得総額 申請日時点において取得可能な最新年度の課税証明書又はこれに準ずる公的な証明書に記載された所得総額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子育てのための改修工事、三世帯同居のための改修工事又はバリアフリー改修工事を行う住宅の所有者等で市内に住所を有するものであること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 本市の市税に滞納がないこと。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
子育て支援型(子育てのための改修工事)	子育てのための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に10分の2を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり一般型は50万円、多子世帯加算型は70万円を限度とする。
三世代同居支援型(三世代同居のための改修工事)	三世代同居のための改修工事に要する経費	補助対象経費の額に10分の5を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり一般型は75万円、多子世帯加算型は95万円を限度とする。
高齢者バリアフリー型(バリアフリー改修工事)	バリアフリー改修工事に要する経費	補助対象経費の額に10分の2を乗じて得た額とし、住宅1戸当たり30万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書(申請日前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 改修する住宅に居住する(予定を含む。)世帯員全員の住民票の写し(申請日前3月

以内に交付されたものに限る。)

- (3) 世帯全員(満18歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者を除く。)の申請日時点において取得可能な最新年度の課税証明書又はこれに準ずる公的な証明書(三世代同居のための改修工事に係る申請をする場合を除く。)
 - (4) 改修工事を行う住宅周辺の見取図
 - (5) 改修工事の実施箇所及び内容を示す平面図その他の図面
 - (6) 改修工事費の内訳書(見積書)
 - (7) 住宅の建築年を証する書類
 - (8) 耐震性の有無を証する書類(昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して三世代同居のための改修工事を行う場合に限る。)
 - (9) 母子健康手帳の写し(出産により申請日以後に子育て世帯となる世帯に係る子育てのための改修工事又は三世代同居世帯となる世帯に係る三世代同居のための改修工事を行う場合に限る。)
 - (10) 近居をする者が祖父又は祖母であることを証する書類(子育てのための改修工事のうち別表第3に掲げる工事を行う場合に限る。)
 - (11) 祖父又は祖母の住所を証する書類(子育てのための改修工事のうち別表第3に掲げる工事を行う場合に限る。)
 - (12) 誓約書
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の申請は、同一の住宅につき同一の年度において複数の補助対象事業について行うことはできないものとする。
 - 3 補助金の交付の申請は、同一の住宅につき過去に補助金の交付を受けた補助対象事業の区分と異なる補助対象事業についてのみ行うことができる。
 - 4 複数の住宅について補助対象事業を行う場合においては、当該補助対象事業に係る複

数の申請を同一の年度に行うことはできないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)又は大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業変更承認通知書(様式第5号。以下「変更承認通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、変更承認通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(工事の着手)

第8条 工事の着手は、第6条の規定による交付決定を受けた後に行わなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により補助事業の内容を変更しようとする場合に準用する。

(補助事業の中止届)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業中止届(様式第6号)に交付決定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の12月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事に係る工事代金を支払ったことを証する書類
- (2) 改修工事の実施箇所及び内容を示す平面図その他の図面(増築等により間取り変更がある場合に限る。)
- (3) 改修工事の実施箇所の写真(施工状況及び工事完了の確認ができるもの)
- (4) 耐震性を有することを証する書類(申請日時点において耐震性を有していない場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金の額の確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。
- (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年 6月 2日から施行する。

(大分市高齢者安心住まい改修支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 大分市高齢者安心住まい改修支援事業補助金交付要綱(平成25年6月3日施行)は、廃止する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成28年 5月12日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 5月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和2年 4月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

改正後の要綱は、令和7年5月15日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

改正後の要綱は、令和8年5月27日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の大分市子育て高齢者世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

子育てのための改修工事(一般型、多子世帯加算型)

1 世帯要件	<p>(1)一般型</p> <p>子育て世帯で、かつ、世帯員(三世帯同居世帯にあつては、子育て世帯の構成員)全員の直近の年間所得総額が600万円未満の世帯が行う工事であること。</p> <p>(2)多子世帯加算型</p> <p>多子世帯で、かつ、世帯員(三世帯同居世帯にあつては、子育て世帯の構成員)全員の直近の年間所得総額が600万円未満の世帯が行う工事であること。</p>
2 住宅要件	<p>大分市内にあり、子育て世帯が居住している住宅(マンション等の共同住宅にあつては専有部分に限る。)で行う工事(離れ等の附属棟のみを改修する場合を除き、既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。)であること。この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。</p> <p>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にあつては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号から第13号まで(多子世帯加算型の適用を受ける場合にあつては、第1号から第3号まで)のいずれかの工事を1以上含む工事であつて、かつ、第17号の工事であること。この場合において、第1号から第13号までのいずれか1以上の工事と併せて行う第14号から第16号までの工事についても、補助の対象とする。</p> <p>(1) 子ども部屋(収納、便所及び廊下を含む。以下「子ども部屋等」という。)の増築工事</p> <p>(2) 子ども部屋等の間取り変更工事</p> <p>(3) 子ども部屋等の内装改修工事</p> <p>(4) 子どものために行う便所改修工事</p> <p>(5) 子どものために行う浴室及び洗面所改修工事</p> <p>(6) ベビーカー用スロープ設置工事</p> <p>(7) テレワークスペース改修工事</p> <p>(8) キッズスペース改修工事</p> <p>(9) 対面キッチン改修工事</p> <p>(10) リビングの改修工事</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 階段の設置等の安全対策に係る改修工事 (2) 子どもが遊べるテラス又はウッドデッキの設置工事及び改修工事 (3) その他市長が認める子どものために行う改修工事 (4) 別表第3に掲げる工事（祖父又は祖母が近居をする場合に限る。） (5) 省エネ改修工事 (6) 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） (7) 第1号から第13号までの工事に係る補助対象経費の合計が30万円以上の工事
<p>4 施工者要件</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大分市内に本店を有する法人 (2) 大分市内に住民票がある個人 (3) 大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特に必要と認めるもの（前2号のいずれかに該当する者を除く。）

別表第2(第2条関係)

三世代同居のための改修工事(一般型、多子世帯加算型)

<p>1 世帯要件</p>	<p>(1)一般型 三世代同居世帯（転居等により申請日以後に三世代同居となる世帯を含む。）が行 う工事であること。</p> <p>(2)多子世帯加算型 多子世帯を含む三世代同居世帯（転居等により申請日以後に三世代同居となる世帯 を含む。）が行う工事であること。</p>
<p>2 住宅要件</p>	<p>大分市内にあり、既存住宅で行う工事（既存住宅を購入して工事を行う場合を含 む。）又はマンション等の共同住宅(専有部分に限る。)で行う工事であること。</p> <p>昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅にあっては、本事業に おけるリフォーム完了後までに耐震性を有するものとする。</p>
<p>3 工事要件</p>	<p>次の第1号の工事であって、かつ、第8号の工事であること。この場合において、 第1号の工事と併せて行う第2号から第7号までの工事も補助の対象とし、第1号か ら第7号までの工事に係る調査及び設計に係る費用についても、補助対象経費とす る。</p> <p>(1) 三世代が同居するために行う工事であって、次に掲げる住宅の部位のうち1部 位以上を改修し、又は増設（改修による増設及び増築による増設をいう。）す るもの</p> <p>ア 玄関（建物の外部から世帯内外の人が建物内の主要な室に出入りできる部位を いう。）</p> <p>イ トイレ</p> <p>ウ 浴室（脱衣室を含む。）</p> <p>エ キッチン</p> <p>(2) 世帯を区切るために間仕切り壁やドアを設置（移設を含む。）する工事</p> <p>(3) その他市長が認める改修工事</p> <p>(4) 別表第1の3の項に規定する工事（この項第1号の工事を除き、三世代同居世</p>

	<p>帯であって、当該世帯に含まれる子育て世帯の構成員全員の直近の年間所得総額が600万円未満の世帯が行うものに限る。)</p> <p>(5) 別表第3の3の項に規定する工事（この項第1号の工事を除き、高齢者を含む三世同居世帯が行う工事であって、当該世帯の世帯員（当該年度の4月1日時点で18歳未満の者を除く。）全員の直近の年間所得総額（当該額に高齢者の所得及び高齢者以外の者の所得の両方が含まれるときは、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に掲げる公的年金等に係る所得を除く。）が350万円未満の世帯が行うものに限る。)</p> <p>(6) 省エネ改修工事</p> <p>(7) 宅内配管設備工事（第1号の工事に伴う工事及び合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)</p> <p>(8) 第1号の工事に係る補助対象経費の合計が30万円以上の工事</p>
<p>4 施工者要件</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。</p> <p>(1) 大分市内に本店を有する法人</p> <p>(2) 大分市内に住民票がある個人</p> <p>(3) 大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特に必要と認めるもの（前2号のいずれかに該当する者を除く。)</p>

別表第3(第2条関係)

バリアフリー改修工事

1 世帯要件	<p>高齢者世帯で、かつ、当該世帯の世帯員（当該年度の4月1日時点で18歳未満の者を除く。）全員の直近の年間所得総額（当該額に高齢者の所得及び高齢者以外の者の所得の両方が含まれるときは、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に掲げる公的年金等に係る所得を除く。）が350万円未満の世帯が行う工事であること。</p>
2 住宅要件	<p>大分市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅（マンション等の共同住宅にあっては専有部分に限る。）で行う工事（離れ等の附属棟のみを改修する場合を除き、既存住宅を購入して工事を行う場合を含む。）であること。この場合において、店舗等の用途を兼ねる住宅であるときは、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。</p> <p>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅にあっては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号から第9号までのいずれかの工事を1以上含む工事であって、かつ、第12号の工事であること。この場合において、第1号から第9号までのいずれか1以上の工事と併せて行う第10号及び第11号の工事についても、補助の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 高齢者用の寝室（収納、便所、浴室、洗面所及び廊下を含む。以下「寝室等」という。）の増築工事。ただし、増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にする。(2) 高齢者用の寝室等の間取り変更工事(3) 高齢者用の寝室等の内装改修工事(4) 床の段差解消工事及びスロープ設置工事(5) 手すり設置工事(6) 高齢者のために行う便所改修工事(7) 高齢者のために行う浴室及び洗面所改修工事(8) 車椅子対応型流し台設置工事(9) その他市長が認めるバリアフリー改修工事

	<p>(10) 省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む。）</p> <p>(11) 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。）</p> <p>(12) 第1号から第9号までの工事に係る補助対象経費の合計が30万円以上の工事</p>
4 施工者要件	<p>次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。</p> <p>(1) 大分市内に本店を有する法人</p> <p>(2) 大分市内に住民票がある個人</p> <p>(3) 大分県内に本店を有する法人又は大分県内に住民票がある個人であって、市長が特に必要と認めるもの（前2号のいずれかに該当する者を除く。）</p>